

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 開催日時

平成29年10月2日（月）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

3 出席者

司会者 小川 賢 司（広島地方裁判所刑事第1部部総括裁判官）

裁判官 高 森 宣 裕（広島地方裁判所刑事第1部裁判官）

裁判官 下 村 有 朋（広島地方裁判所刑事第1部裁判官）

検察官 内 田 耕 平（広島地方検察庁公判部検事）

弁護士 近 藤 剛 史（広島弁護士会所属）

補充裁判員経験者（1番）（50代 男性）

裁判員経験者（2番）（50代 女性）

裁判員経験者（3番）（40代 男性）

裁判員経験者（4番）（30代 女性）

裁判員経験者（5番）（60代 女性）

裁判員経験者（6番）（40代 女性）

裁判員経験者（7番）（40代 男性）

4 議事内容（議題等は別紙のとおり）

○司会者（小川裁判官）

本日は、あいにくの天候の中でございますけれども、意見交換会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

早速、意見交換会を始めさせていただきます。

私は、本日の意見交換会の司会進行を務めさせていただきます広島地裁刑事第1部の裁判官の小川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、参加される皆様も自己紹介をお願いを申し上げたいと思いますが、まず法曹三者から参加されているメンバーの方々の自己紹介をお願いしたいと思います。

まずは、裁判官のお二人からよろしくお願いいたします。

○裁判官（高森裁判官）

同じく広島地裁の刑事1部で、右陪席裁判官をしております高森と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○裁判官（下村裁判官）

同じく広島地方裁判所刑事第1部で左陪席をしております下村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会者（小川裁判官）

それでは、次に、検察官の方からも自己紹介をお願いいたします。

○検察官（内田検察官）

広島地検の検察官の内田でございます。日頃、主に裁判員裁判を担当しております。今日は、よろしくお願いいたします。

○司会者（小川裁判官）

それでは、次に、弁護士の方からもお願い申し上げたいと思います。

○弁護士（近藤弁護士）

広島弁護士会の弁護士の近藤と申します。よろしくお願いいたします。

○司会者（小川裁判官）

それでは、続きまして、裁判員あるいは補充裁判員を経験された参加者の皆様方から、自己紹介をお願いしたいと思いますが、私から、参加者の方々が、それぞれ御経験されました裁判がどのようなものであったのか、簡単に御紹介させていただきつつ、皆様からそれぞれ今回の意見交換会に参加してみようと思われた理由などについても、あわせて教えていただけたらと思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、1番さんから順番に伺ってまいりたいと思いますが、1番さんが御参加された裁判は、性犯罪の事件でございます。二人の男性が女性の被害者をレイプしてけがをさせたとされる事件でありまして、被告人らは、同意のもとに性交をしたただけだと、暴力はふるっていないとして、無罪を主張したわけですけれども、結論としましては、有罪の判決となったという裁判でございます。

1番さん、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○補充裁判員経験者（1番）

経験者の1番です。

意見交換会に参加しようと思った動機なんですけど、今回、私が扱ったのは、先ほど裁判長が言われていたように、集団レイプの事件だったんですけれども、そのほかの裁判員制度の中ではどんなことがあるのかなと。あと、今回の意見交換会は、ホームページでも紹介されている、過去いろいろ見たらこんなことが出ているということで、やはり是非貴重な体験とか経験を広くみんなに知ってもらう、皆さんに知っていただいて、身近にある法律、皆さんにこんなことがあるんだとか、こういう過程でみんな判決が出るんだとか含めて、少しでも経験が広く伝わればなということで参加させていただきました。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。

次に、2番さんですが、2番さんが御経験された裁判は、殺人、死体遺棄という事件でございます。交際相手の女性の方を殺害して、その死体を遺棄したとされる事件でありまして、被告人は、被害者の方から依頼を受けて頼まれて、被害者の方を殺害したんだということで、嘱託殺人に当たるというような主張をされたということでございますけれども、通常の殺人罪の成立が認められたという結論になったようでございます。

2番さん、どうぞよろしく願いいたします。

○裁判員経験者（2番）

裁判員経験者2番です。

今回参加してもよいという考えになった理由は、裁判員に、もしなったら是非やってみたって興味本位というか好奇心もあり、また全然知らないことなので、一度はやってもいいかなという思いがあって参加させていただいて、参加させていただいたら経験してとてもよかった、ほかの裁判とかテレビで見たりする事件を見ると、また興味深くというか、どういう刑になったとか、見る目がまたちょっと違って来たというか、そういうこともあったり、もう知らないことを知り得たのがとてもいい経験になったので、私の周りは裁判員になったら嫌だっていう人が多いんですけども、いや、そうじゃないよ、経験してみるのも人生経験でいいことだよって言って、みんなに知らせたいなという思いもあって、この意見交換会にも出席してみたいなと思いました。

○司会者（小川裁判官）

どうもありがとうございます。

それでは次に、経験者3番の方ですが、3番さんが経験された裁判は、強盗致傷事件ということでありまして、これは、いわゆるタクシー強盗をして、タクシーの

運転手さんである被害者の方にけがをさせたとされる事件でございます。

被告人は、大量服薬等の影響で、意識がもうろうとした状態にあったとして、責任能力を争われたということですが、結論といたしましては、責任能力に問題はなかったとして有罪の判決になったという裁判だったそうでございます。3番さんからも御紹介かたがた、どうぞよろしく願いいたします。

○裁判員経験者（3番）

経験者3番です。

私が、今回、この意見交換会に参加させていただこうと思ったのが、この事件が終わって、家に帰ってというか、どうしても一つ非常に引っかかった部分があって、これは、今回の質問事項の一番最後の感想とか意見のところでは皆さんの意見も聞きたくて、どうしても一つ申し上げたいなということがありましたので、来させていただきました。また、そのときにお話しできたらと考えております。

○司会者（小川裁判官）

どうもありがとうございます。

それでは、次に、経験者4番さんですが、4番さんは、覚せい剤の密輸事件という事件に御参加いただきました。

外国人の被告人が、日本国内に密輸入された覚せい剤の、いわゆる回収役、回収運搬役というんでしょうか、そういった形で関わったとされている事件でございます。被告人は、回収した荷物に覚せい剤が隠されているとは知らなかったとして、無罪を主張したわけですが、結論としては、有罪の判決になったという裁判だったようでございます。

4番さん、自己紹介かたがた、一言どうぞ、お願いいたします。

○裁判員経験者（4番）

裁判員経験者4番です。

3月に終わったんですけれども、結構自分の中で風化して忘れてしまっていて、それをもう一度何か自分の中で考えたかったというのと、ほかの裁判員経験者の方が、どんなことを考えていらっしゃるのかということにすごく興味があったということで、参加させていただきました。

小学生2年生の子供がいるんですけれども、その子にもいい経験をしたというだけではなくて、何を伝えていくべきなのかというのを、自分の中で整理して考えたかったというのが、今回、参加した理由です。よろしくお願いします。

○司会者（小川裁判官）

どうもありがとうございます。

それでは、次に経験者5番さんですが、5番さんが経験された裁判は、3番さんと同じ裁判と、強盗致傷事件、タクシー強盗の事件ということでございます。5番さん、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

経験者5番でございます。

あれからもう1年たちますけれども、本当に風化しかけたところにこういうお話をいただいて、懐かしく思い、それもあって出席させていただきました。

それと、一般的によく裁判員に決まったら拒否される方も結構いらっしゃるって聞きましたけれども、実際に経験してみると、判決が下りるまでに、本当に細かいところを何度も何度も調べて、判決が下りるまでの経過がとてもよく分かって、人生経験、とてもプラスになったんですね。

そういうこともありますし、本当に嫌な思いが全くないので、今からもそういう経験、一度皆さんもされたいかがかなというふうに、少しでも広めてあげたいなと思って参加いたしました。

○司会者（小川裁判官）

どうもありがとうございます。

それでは、次に、経験者6番さんですが、6番さんが経験された裁判は、先ほどの4番さんと同じ裁判、密輸事件の裁判ということでございます。6番さん、どうぞよろしく願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

私は、皆さんのように深く考えてはいなくて。ただ、お手紙が来たら行こうというふうに思っていたので、参加して、今、確かにもう裁判が終わって半年以上経って、何か覚えてはいけないというか、何か余り記憶しないように自分の中で思っていたんですけど、改めて何かきちっと自分の中で整理をして、経験したからには、何か伝えて残すということをしなければならなくて、ここにいるんだなというのを今感じております。よろしく願いします。

○司会者（小川裁判官）

どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、最後になりましたが、7番さん。経験者7番さんには、先ほどの2番さんと同じ裁判、殺人、死体遺棄の裁判に御参加いただいた、御経験いただいたとこういうことでございます。

7番さん、どうぞよろしく願いいたします。

○裁判員経験者（7番）

経験者7番です。私が参加しようとした理由なんです、一つの事件しか、今、経験がない状況で、本当にそれがよかったのかという疑問はずっと持ちながら、ほかの裁判での状況というのが聞けたらなと思って、そういったところに興味があっ

たので参加させていただきました。本日はよろしく申し上げます。

○司会者（小川裁判官）

どうもありがとうございます。

今回、御参加いただいております経験者の方々、総勢7名の方々に本日は御参加いただいたわけですが、今、御紹介させていただきましたとおり、実際に御経験をいただいた裁判といたしましては、4件の裁判が今回経験者の方々の経験された裁判ということになりまして、いずれも先ほど御紹介をさせていただきましたとおり、事実認定のところに争いがあるケース、いわゆる否認事件ということでありまして、否認事件の裁判員裁判を経験された方々にお集まりいただいて、これから意見交換をさせていただこうということでございます。

特に、否認事件における検察官、弁護人の主張立証活動、法廷での主張立証活動について、どのような御意見、御感想をお持ちでいらっしゃるかというところを、資料などもお手元に配らせていただきましたので、そういった資料なども適宜御参照をいただきながら記憶を呼び起こしていただきつつ、具体的な御意見、御感想をいただければということでございます。

公開の法廷で行われたことでもありますので、法廷で見聞きした審理の中身につきましては、これは守秘義務とは関わりませんので、特に差しさわりのある話ということはありませんので、どうか自由に御発言をいただけたらと思います。

それで、質問事項といたしましては、審理を段階分けしまして、審理の冒頭段階におきましては、検察側、弁護側、それぞれ冒頭陳述を行います。そして、その上で審理の中心となります証拠調べを進めていくということでありまして、そして証拠調べが全て終わりましたら、審理の締めくくりといたしまして、検察側、弁護側の最終御意見、論告や弁論をお聞きいただいて、それで審理は終わるという形だったかと思います。

そういった審理の段階ごとに、まずは冒頭陳述のところから、冒頭陳述はどうだ

ったかというところを伺って行って、そして中心となる証拠調べがどうだったか、そして最後に審理の締めくくりの段階、論告や弁論はどうだったかと、こんなことでお話を伺って参れたらというふうに思います。

それぞれ検察側の主張立証活動はどうだったか、一方、弁護側の方の主張立証活動はどうだったか、そのあたりも記憶に残られている、あるいは今、思い出される範囲で何か印象に残っておられること、御意見、御感想をお持ちのところをお話しいただけたらということでございます。

先ほど、自己紹介かたがた、1番さんから順番に御発言をお願い申し上げてまいりましたけれども、この否認事件における当事者の主張立証活動という本日の意見交換会の本題部分につきましては、もう御発言を自由にさせていただけたらと思いますので、私の方に軽く合図を送っていただけましたら、どうぞということをお願いしたいと思います。

いかがでございましょうかね。冒頭陳述のところから思い出していただけたら、ありがたく思いますけれども、検察側あるいは弁護側の冒頭陳述、今はどんなふうなところが印象として残っておられるか、あるいは冒頭陳述というのは、これは、検察側、弁護側、それぞれがこれから行っていく証拠調べにおいて、どのような事実を明らかにしていこうとしているかというところを、それぞれの御主張として述べられるというものでございますけれども、冒頭陳述段階で、冒頭陳述メモというような形で書類が配られて、それに基づいてお話があったかと思いますが、どんな印象が残っておられるか。

あるいは、その後に行われた証拠調べの間、この配られた冒頭陳述のメモ、こういったものを参照しながら、適宜参照しながら証拠調べをお聞きいただくということができたかどうか。冒頭陳述の印象が薄かったり、あるいは証拠調べの際に冒頭陳述を有効活用できなかったなんていうことが、もしもありましたら、それはどういったところに原因があったのかなというところも、あわせてお伺いできればというところでございますけれども、いかがでしょうかね。

何か、7番さん、ございましょうか。

○裁判員経験者（7番）

7番です。冒頭陳述のところで、検察官の立証活動なんですけど、もうストーリーが整理された形での、こういうふうに出して行って、最後にこういうふうな争点で、ここへ判断を委ねるんだよというような流れが、きっちり整理された資料になっていて、とてもすんなり入ってくるような整理がされているなというのが印象でした。

○司会者（小川裁判官）

A3、1枚の紙にまとめられたものが配られたということでございましたでしょうかね。情報量としては、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（7番）

そうですね、全体が分かるようにまとめられている資料でしたので、流れが分かりやすいというか、そういった資料でした。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。今、7番さんから御意見をいただきましたけれども、ほかの皆様方は、いかがでしたでしょうか。何か。どうぞ、1番さん。

○補充裁判員経験者（1番）

1番です。同じようなことを言うようなかもしれませんが、やっぱり検察官側の資料については、ストーリーというか、流れが特に私の経験させていただいた、体験させてもらったものについては、被告が2名いらっしゃるんですけど、それもA3の1枚にストーリーが全て書いてありまして、争点とか判断のポイント

とかが非常に分かりやすかったし、初めて参加する素人にとっては、法の判断については、よりどころとなるか、こういう流れでこういう争点、ポイントは、判断のポイントはどこだなということが簡潔に時系列にまとめてありましたので、分かりやすかった。やっぱりこれは、多分経験というか、検察官の中で資料の共有化というか、その辺のある程度のひな形と言ったら失礼なのかもしれません。そういうのができて、流れができていっているのかなと。

ちょっときつい言い方をしますと、反対側に弁護側については、多分経験がそんなに、検察官と同じようなといいますか、土台が違って、何かそれぞれ扱う経験が裁判員制度の扱う件数も少ないと、その辺もあると思うんですけど、資料の作り方は、良かったりとか、ちょっとこれは資料が分かりにくいので、先ほど言いました被告が二人いるので、その人によって作り方が違ったりとかによって、ちょっと資料とか見ると、ちょっとどういうふうに見たらとか、ポイントがまとめてあるところもあるし、なかったりするところもあったり、資料はまとまっているのに、陳述されるとき、このストーリーでないんで、今どこを言われているかなということ、その辺でちょっとこれは先ほど言いましたように、慣れといいますか、やっぱり弁護士さんは、裁判員制度ばかり扱っているわけじゃないんで、その辺の検察官と弁護士さんとの資料の作り方の経験則と言ったら失礼かもしれませんが、そういうのがあるのかなというのがあります。まず第一、それでしたね。

逆に検察官は、ストーリーに流れて、まさにドラマを見ている状態で、うんうんと、すんなり心にすんと入ったという感じで、弁護士の方は、やっぱり被告人を守ろうとする余り、資料は作ってあっても、ちょっと違うところへ飛んで行ったりすると、やっぱり熱意がちょっと違うところに行くと、初めて聞く人からすると、あれ、どこに行くと、資料のどこかなとかいうようなことがちょっとありましたね。いきなり冒頭のところから、ちょっと失礼なことを言いましたけど、感想的にはそんなことを感じました。

○司会者（小川裁判官）

どうもありがとうございました。検察側の冒頭陳述，弁護側の冒頭陳述，両方に触れていただきました。ほかの皆様も同じように，ちょっと御記憶にあるところをお話しただけならと思いますが。6番さん，いただけますか。

○裁判員経験者（6番）

私と4番さんが関わった件に関して言うと，検察の側の方は，すごく簡単でこうぱっと目で見ても，ぱっと入ってくる。情報としては，すごい適量な感じで分かりやすくしてありまして，ああ，こういう裁判員ってこういうものなんだなというものを見た後で，弁護士の方を見ると，さらにすごく凝縮されたというか，すごく分かりやすくポイントがあったので，ちょっと今の1番さんとか，7番さんとは逆な。だから今言われていたような経験によってこう変わっていくのかなという，今，伺ってそういう印象でした。どちらかというと，弁護士の方が，私たちの方は分かりやすかったですね。

○司会者（小川裁判官）

4番さんも同じような御感想でしょうか。

○裁判員経験者（4番）

はい。6番さんと同じ感じで，今，思い出しながらお話しするんですけども，検察官側の資料の方は，ぱっと見てもはすごく簡潔で分かりやすいので，最初の冒頭のとくというものは，皆さん，もう何も入っていない状態で，もう話を本当に鵜呑みに聞くだけなので，ああ，こんな感じだったんだというのは，見るだけにはいいんですけど，こう後々にやっていくにつれて，もう突っ込みどころが，何で，何でみたいなの，もう突っ込まれてばかりだったなというのが印象で，でも，弁護士側の方が，突っ込まれにくいような作り方をされているなというのが，今，思い出して。

はい。感想です。

○司会者（小川裁判官）

4番さん、6番さんが経験された裁判は、密輸の裁判でしたね。弁護側の冒頭陳述メモは、本当にA4、1枚にずっとコンパクトに圧縮されたようなペーパーになっているようでございまして、この裁判の弁護士の方は、恐らく裁判員裁判の御経験も豊富でいらっしゃるのかもしれませんがね。分かりやすい内容でまとめていただいたということでございます。

ほかの皆様方はいかがでございましょうか。3番さんは、いかがでございましたでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

そうですね、検察官側も弁護人側も、責任能力という争点でしたので、そこにしっかりそれぞれが主張を、我々こう素人でも分かりやすいように、順序よく紙も作ってくださっているので、もうそれは非常に、もう私はがっぷり四つというか、それぞれしっかりこう分かりやすい形で説明してくださっているなという印象を受けましたし、特に検察官側のやはり証拠の、今はパソコンで映像でとか、皆さん、本当に証拠の提示とかも丁寧で分かりやすく、全く分かりにくいとかという印象はなかったです。

○司会者（小川裁判官）

5番さん、どんな感じでございましょうか。

○裁判員経験者（5番）

私も、3番さんと同じ事件だったんですけれども、全くの素人でも、とても分かりやすい資料でした。はい。

それで、両方とも責任能力と書いてありますけれども、実際に被告人を見たときに、最初のこの事件の犯人というのは、随分と、むごいことをするような怖い方なんでしょうというイメージが最初にあったんですけども、この資料だけを見ると。実際に会ってみると、この方がって、何かもう同情したいような環境の方でしたのですね、本当に判決に持っていくのに大変でしたね。はい。そういうのを覚えています。

○司会者（小川裁判官）

経験者2番さんからお伺いするのがちょっと遅くなりましたけれども、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

時系列にちゃんとこう詳しく書いてあって、とても分かりやすかったですし、これを読んだ途端、もう裁判員という立場と別に、被告人に対して、もう許せないというか、女の立場からして許せないという気持ちが強くて、もうずっとそれが最初から最後までありましたけど、もう検察官のこの資料がもう完璧というか、本当に全然何も知らない私でもいろいろ理解ができて、また裁判長も細かく分かりやすく説明してくださったので、疑問に思うことはありましたけれども、すんなり関わっていくこともできて、良かったと思いました。

○司会者（小川裁判官）

どうもありがとうございます。

冒頭陳述段階での双方の主張について、経験者の皆様から一通り御意見をいただきましたが、法曹三者で参加されている方々からも、さらにこのあたりはどうでしたでしょうかというお話があれば、それを踏まえてさらに意見交換できたらと思いますが、いかがでしょうかね。

○裁判官（下村裁判官）

では、裁判官の下村から、特に4番さんにちょっとお聞きしたいんですけども、突っ込みどころとおっしゃいましたけど、何か例えば、どんなところに引っかかれたのかとか、あと検察官の方は、最後に覚せい剤の認識の有無を判断する上で、検討してほしいことという形で3点挙げられていますよね、第4というところで。何でこれがポイントになるんだろうとかいうところは、御理解された上で、その証拠調べに臨むことができたのかどうか、そこら辺を教えていただけると大変助かります。

○裁判員経験者（4番）

4番です。詳しいことは、申し訳ないです、覚えていないんですけども、まず検察官の方が説明されていて、裁判官の方が、そこは違いますよねというのが、結構、何回もあったんですよ。資料で、ここは何が言いたいのかというのが、そこ違いますよねというのを何かすごく覚えていて、後で、控室で、裁判官の方が私たちに説明してくださったので、ああ、こういうことが言いたかったんだというのが、もう裁判官の方が説明してくださってようやく分かったというのが、結構あったというのが、突っ込みどころというところですかね。

検察官の方がやっていく中でも、何でそこをこだわるのかというのが、3点ぐらいあったかな。そこはもうこだわる場所じゃないでしょう。次に進みましょうというのが結構あったので、それがすごく印象に残っていて、ちょっとどこがというのは、詳しくはちょっと今お伝えはできないんですけども。そういう回答でよろしいでしょうか。すみません。

○裁判官（下村裁判官）

6番さん、いかがですか。今の点。

○裁判員経験者（6番）

今回というのと、前回というのがあるって、その検察の方が、前回のことをちょっと持ち出して、この資料では、分かりやすく前回、今回って分けてくださっていたんだけど、話をしていくうちに、今回の事件じゃない、前回の事件をちょっと誤って入ってきてしまっていたりというのがあって、それで、何かそれは違いますねという、ちょっと整理するのに、こちらもう前回のことは考慮してはいけないのに、どうしてもそっちに目がいってしまうような資料になって、ちょっと偏った感じがあって、親切で入れてくださっていたのが、ちょっと私たちには分かりづらく感じるものになってしまっていて、それで作った本人も陥ってしまっていたという感じでした。

○裁判官（下村裁判官）

前回のこの犯行の関係が、今回の犯行について、その被告人が覚せい剤と分かっていたかどうかということについて、どう関係するのかということが、ちょっと分かりにくかったということなんですかね。

○裁判員経験者（6番）

出されている数字だったか日にちだったか、何か明らかにこれは今回の事件とは関係ないものがちょっと入ってきていたりという、本当にこう初歩的なことだったかと思います。

○裁判官（下村裁判官）

ありがとうございます。

○司会者（小川裁判官）

薬物の密輸事件なんていうと、あれなんですね。1回限りということではなくて、過去にも同じようなことがあったと。その起訴されていない過去のことについて、どんなふうに扱っていくかという、そういう難しさがあつたところなんじゃないかね。

○検察官（内田検察官）

検察官の冒頭陳述では、具体的に事実を取り上げまして、こういった事実を立証していきますと。例えば殺意があつたかどうかということについては、けがの状況とか、あるいは凶器の形状だとか、そういった具体的な証拠を事実結びつけて書面に落とすような工夫をしているのです。

それは、例えば、今回の性犯罪でいうと、同意があつたかなかつたかというのは、恐らく被害者の証言だとか、あるいは密輸の場合だと、覚せい剤の隠し方だとか、そういったことで、この証拠を見てくださいというのを、最近では、最近ではというか、法律上明記されていますので、そういう点を心掛けていますけれども、検察官の冒頭陳述で分かりやすいという御意見がいただけましたが、そのあたりというのは、きちんと冒頭陳述に反映されていましたか。

つまり、こういう主張なんです。この主張を立証するために、この証拠を見てください。ここをポイントとして見てくださいというそういう観点から主張しているつもりなんですけれども、そういった点での事実と証拠の結びつきというのは、明確になっていましたでしょうか。

○司会者（小川裁判官）

今、検察官から御質問があつた点について、何か御記憶に残られている、印象に残られている方がいらっしゃったら、御発言をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

冒頭陳述の段階で、これから行う証拠調べのどの辺り、どうこの主張が結びつい

ているんだということ、分かりやすく説明しておられたかどうかということです。

何か7番さん、ございましょうか。

○裁判員経験者（7番）

私の関係した事件については、検察官の冒頭陳述メモ、A3にまとめられた資料の中に、この立証は、この証拠としては報告書の何番なんだよとか、そこまで記載があって、むしろこの後ある証拠調べの中でも、これをもとに、これがレジュメみたいな形で、この証拠はこうですよという形で説明があったように思っておりますので、すんなり入ってきたというのが印象でした。

○司会者（小川裁判官）

ほかの皆様方は何かございましょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

では、お一方から御指摘をいただきましたが、ちょっとその辺の結びつきが分かりにくかったというのが、御記憶の方がいらっしゃったら、そのあたり教えていただけたらと思いますが。4番さんとか、6番さんの参加された裁判では、その辺の資料の作りが、分かりにくかったでしょうか。いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

分かりにくいということはないんですけど、どうしても弁護士さんの方と比べると、入ってこなかったというか、こう何というかな、比べると分かりにくい、けど、とても親切には作られていると思います。

○司会者（小川裁判官）

では次に、審理の中心となります証拠調べの関係の方にも、話を進めて参りたいと思いますが、証拠調べにつきましても、段階を踏んで証拠調べを進めていくとい

うことになりまして、まずは、証拠書類、これは図面とか写真とかも含めた証拠書類の方を、検察側、弁護側、それぞれ一通り御説明いただいて、その上で証人の方のお話を聞く、さらには被告人の話を聞くということで、まずは、証拠書類の取調べということで、その説明をいただいた上で、証人の話、被告人の話を順次聞いていっていただいたかと思えますけれども、証拠書類の取調べの段階で分かりにくいような点がなかったか、あるいは分かりやすく説明していただいたでしょうか。

特に、証人や被告人の話を聞く前に、いろいろと写真なども示されるかと思えますけれども、写真などを法廷で示された段階で、この写真はどういう意味があるのかな、どういう必要があるのかということまで、その場で御理解をいただけたかどうか、その辺りはいかがでしたでしょうかね。何か印象に残られているところはございますでしょうか。3番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

すみません、全然具体的ではないんですけども、本当に検察官側の細かなその資料の提示、今、本当にパソコンの画面で、前も言いましたけど、直接見られまじ、よくこれだけ資料を作られたり、本当に何かよくやっていたらっしゃるなというか、大変なんだなという印象を受けて。

○司会者（小川裁判官）

何かこの証拠はどういう意味があるんだろうというようなことで、分かりにくいようなことはございませんでしたでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

いえ、特にそういう疑問というのではなく、十分な、本件、私が携わった事件に関して、しっかり証拠を提示いただいたと感じています。

○司会者（小川裁判官）

5番さんも同じような御感想でしょうか。いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

そうですね。弁護人さんは、全然、強盗をする動機がないっておっしゃっていたんですけど、持っていた包丁の写真が出てきたときに、曲がっていたんですね。そういうところが、証拠として検察官の方が、はっきりしていましたね。

○司会者（小川裁判官）

なるほど。証拠物件がやはり……。

○裁判員経験者（3番）

しっかりしておりました。

○司会者（小川裁判官）

そういうことでしたか。

○裁判員経験者（3番）

はい。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。

○裁判官（下村裁判官）

では、私が担当した事件であれなんですけど、1番さん、写真ってどんな写真があったとか、どれぐらいあったとかって御記憶がございますか。

○補充裁判員経験者（1番）

扱った事件がレイプということで、いろいろ写真が、要はそのときの行為を警察官が模擬して、馬乗りになったりとか、もちろん傷跡、一番分かりにくかったのは、法医学の先生かな、あざの写真を見られて、専門家の人が見たらこれはあざがあるとか、それが殴られた跡だと、あざだとか。そういうことでいろんな写真、犯罪のときの警察官が模擬された、あと、殴られた後の先生が見た鑑定された分の写真が、一応パワーポイント図を見せていただいた、かすかにちょっと手の跡というか、殴られた跡かなということで、素人目では分かりにくいんですけど、専門の先生というか、先生が言われたので、そういうところで殴られた。

そういったところで、やっぱり聞くだけではなく、結局お互い無罪、やられていた、同意がないという、同意があったということでやっているんで、やっぱりそういったものからすると、そういうのは写真とか、第三者、先生が、お医者さんが、これはやっぱり殴られた跡ですよと言われると、やっぱりそうかなということで、なかなかお互いが、先ほどちょっと最初の話になりますけど、弁護士さんとか検察官が言うと、それぞれ本人さんも言うと、みんな本当のことを言っている、どれが事実かなとなると、物的証拠とか客観的なものまで見る、まさに写真がそれを物語っているんで、それをよりどころというか、それしかなかったんで、写真という意味では、非常に助かったというか、分かりやすかった。

あとは、携帯の話とかその辺もあって、専門の方もあったんですけど、消したじゃ、撮影したじゃなかったとか、その辺も解析できた、できなかったという話もあったんですけど、やっぱり割り切れない写真でしたね、そういつてみれば。はい。

○裁判官（下村裁判官）

ちなみになんですけど、このとき、被害者の服装の写真が40枚ぐらい取り調べられていたんですけど、これは何か御記憶に残っていますか。

○補充裁判員経験者（1番）

写真が水着がいろいろあって、水着で特にそんなにあったとは記憶にない。記憶にあるのは、弁護士の方が、しきりにブラジャーのことを何か首に跡が残る、この繊維の材質が、その辺を非常に言われたのが心に残っているんですけど、それだけ写真があったのは、ちょっと、ええ、記憶にないですね。はい。

○裁判官（下村裁判官）

ありがとうございます。これはまた4番さんと6番さんへの御質問になるかと思えますけど、この事件って、結構検察側のその証拠書類の取調べの量って多かったですかね。丸々2時間ぐらい聞いていたっていうような審理計画だと伺っているんですけど、証拠書類だとか、証拠物の取調べの段階で、この検察官が主張しようとしている事件の概要が、どんなものなのかなというのがすんわり入ってきたのか、それでも、やっぱりそこでも突っ込みどころがいっぱい見付かったのか、そこら辺はどんな御記憶ですかね。

○司会者（小川裁判官）

御記憶に残っていることがございますか。

○裁判員経験者（4番）

4番です。結構証拠が、バッグの切り開いた中に覚せい剤が入っていたりとかだったので、明らかにそこに入れるのは変だろうと、もう証拠を見るとおかしいとみんなが思うような感覚だったので、その突っ込みどころがあったにしても、その証拠を見ると、やっぱり検察側の主張が正しいのかなと思える部分はありました。

あと、覚せい剤とか、あんまりこう身近でないもので、見せられてもよく分からないんですけど、そのバッグだとか結構証拠を見ると、その写真を見ると、結構何か

こう分かるというか、うん、検察側の主張がすんなり入ってきたというのはありました。

○裁判官（下村裁判官）

丸々2時間、証拠書類の取調べを聞いていたんだなという御印象って今ありますか。

○司会者（小川裁判官）

どうぞ、6番さん。

○裁判員経験者（6番）

そんなに長い時間であったという認識はなかった。本当にあつという間で、写真よりも本当の覚せい剤ですよというのをこう見て、見せられたのがすごく印象的だったぐらいで、もう淡々と、多分やりとりでこれが要りますか、要りませんかという裁判官と検察側のやりとりがちよっと長かったかなというぐらいで、最初は見せられている間は、ああ、そうなんだ、そうなんだと、こう自分たちの中には取り込めていくぐらいでした。

○裁判官（下村裁判官）

ありがとうございました。

○司会者（小川裁判官）

これまであれですね、強盗事件で言えば、凶器の写真とか、今の密輸事件で言えば、どんなふうに覚せい剤が隠されていたかというふうなことを示す写真ですか、あるいはレイプ事件で言えば、殴られた痕跡を示す傷跡の写真ですか、そういったやっぱり客観的な証拠が大事だったなというふうなことを御記憶におありだ

ということでございますけれども、2番さん、7番さんが参加された裁判では、何か証拠調べの中で印象に残っておられることがございましょうか。いかがですか。

○裁判員経験者（7番）

写真については、見せられたその殺害、被害者の安置状況の写真が少し加工された形で、もうそのままではなくて、少しアニメっぽくというか、そういう形の加工された写真だったので、直接見ることはないんですけど、周りをどういうふうに安置をしているというような状況が見れる写真でした。

それ以外の車の車中の写真とかを評議室の中で見て、やはりここで絞められたんだろうというようなものは見れたので、そこはもうすんなりここで殺されて運ばれてというような流れも認識することができた。

○司会者（小川裁判官）

今、おっしゃられた状況証拠というようなところは、証拠書類の取調べなどを経て、よく御理解をいただきましたでしょうか。

○裁判員経験者（7番）

はい。説明どおりの状況が入っているので、見て分かるというか、そういったものでした。

○司会者（小川裁判官）

2番さんの方で、何か思い出したことがございますか。

○裁判員経験者（2番）

裁判員になったら、殺人の現場の写真を見せられるんだよっていうことをネットでも見たり、人からも聞いていたので、ちょっと怖くなって。もうずっと頭に残

って一生忘れられないもう怖い印象になったら嫌だなってすごく思っていたんですけど、そのところというか、安置されているのはこう、イラスト的になっていたし、そうはっきり分からない感じだったので、実はほっとしていました。

○司会者（小川裁判官）

殺人事件でも、証拠調べにいろいろ工夫がなされたというところについて、御披露をいただきました。

○裁判官（下村裁判官）

その辺、あと一点が、供述調書って、多分どの事件でも取り調べられたかと思うんですけど、その供述調書が分かりにくかったとか、そういった御印象があれば、教えていただきたいなど。これは、特に4番さんと6番さんの関係になっちゃうかもしれないんですけど、この事件は、何かその検察官の立証の評判が余り実はよろしくなくて、供述調書の朗読も分かりにくかったというような内容のアンケートとかにもなっていたりしたみたいなので、何かそこら辺、御記憶があれば、教えていただきたいなと思います。

○裁判員経験者（4番）

4番です。供述調書って、すみません。被告人が何か主張していることを、検察官側が何か取調べて言ったということですか。ちょっと記憶にないんですけど、ありましたっけ。

多分、1回、その通訳の方が入っていて、その通訳が間違っているとか、その質問の仕方が良くないとかっていうので、裁判官に止められ直すというのが、何度も何度もあったという記憶で、そのやりとりがすごく長かったという印象です。通訳絡みの感じですかね。

○裁判官（高森裁判官）

ちょっとざっくりとした質問になってしまうんですけども、先ほどの一番最初に話題に上っていた冒頭陳述の内容で、多分先ほどのお話を伺うと、この裁判はこういうところが争点なんだと。責任能力だったり、覚せい剤の認識であったり、あるいは性行為について同意があったのかどうかだったりというところは、分かったという御意見が多かったかと思うんですけども、ここで特に証拠書類を取り調べている間、基本的には、一方的に検察官が証拠の書類の中身、こうなっていますということを写真を見せながら説明していくのをとりあえず受け身に聞いていくという、そういう時間が流れたと思うんですが、一個一個のこの証拠を今取り調べているこの証拠の写真とか、図面とか、証拠書類の中身の内容とか、そういうのが先ほど聞いた冒頭陳述の絡みでいくと、この争点の判断のこういうところに必要なんだろうとかいうふうに、そういうところまで落とし込めて証拠の中身を見ることができたのか。あるいは、この証拠って何のためにあるんだとか、疑問に思われたことがなかったかどうかとか、その辺の御印象がもし覚えていらっしゃる点があれば、教えていただきたいんですけども。

○司会者（小川裁判官）

どうぞ。

○裁判員経験者（4番）

最初に、弁護士さんの方の資料が、とても分かりやすかったというお話をさせていただいたんですけど、その中で、もうこの証拠という欄で作ってあって、これが出てきます、こういう証拠が出てきますよというふうに書いてくださっていたので、聞きながら苦ではなく、ああそういうことなんだ、そういうことなんだという理解はとてもしやすかったです。

○司会者（小川裁判官）

そういったあたりからも、4番さん、6番さんが参加された密輸の裁判の弁護人の主張立証は、分かりやすかったということですね。ありがとうございます。分かりにくかったという方向のお話は、余り出てきておりませんが、特に印象に残られるほどではなかったということでしょうかね。

証拠調べの中でも、証人の方や被告人の話を直接法廷でお聞きいただく、質疑応答のやりとりも、かなり時間をかけてなされたかと思えますけれども、その辺りで何か分かりにくかった点、あるいは逆に分かりやすかった点、特にアンケートの中でもお尋ねするのが、質問の意図などが分かりにくかったかどうかというところもお聞きするわけなんですけれども、どういった意図で質問をしているのかなというのが、つかみにくかったということが、何か印象に残っておられることがあれば、教えていただきたいと思いますが、いかがでしたでしょうか。

どうぞ、1番さん、お願いします。

○補充裁判員経験者（1番）

すみません。何度もちょっと同じようなことを言うようになるんですけど、写真があったんで、物的証拠というか、客観的にはもう判断できたんですけど、先ほども言いましたように、被告人と被害者の方、弁護士さん、検察官、それぞれ言っていることは正しいというか。

それと、裁判の中でもあったんですけど、やっぱりやりとりは3回、数回、3回とかかな、4回かな、練習があったが、その辺を聞くと、やらせじゃないんですけど、それを聞くと、かえってこれは作り話かなとか、変な意味で両方の意見がすんなり入ってこないこともあったんですけど、その中で、特に刑事もの等は、特にテレビとか映画の影響があるんだと私は思うんですけど、弁護士の方が、被害者の方が、すぐ感情的になりやすいというか、証言のときに二、三転するというところで、前回言ったことと調書をとったところとか、変わったというところで、被害者の方

が言っていることが正しくないというか、ちょっと突っつこうとされたんだと思うんですが、その質問の仕方が、結局責めるようなことというか、非常に侮辱的、彼女にとってはそうだったと思うんですけど、結局感情的になってしまって、そこを弁護士の方は、突きたかったんだと思うんですけど、この人の証言はちぐはぐというか、客観性はないよというのが言いたかったかもしれない。

私らから見ると、ちょっと見苦しいといった、なぜそこまで言っても、多分彼女は、すぐかっとなって、そんな感じになったのかなと思って、そこまで被害者の方を責めても、かえって何か、うん、そこまで問い詰めなくてもというような感じは非常にあったんで、その被害者に対してそこまで言っても、証言といいますか、それを突こうとしたのは分かるんですけど、そこまで言うのもかえってちょっと逆効果じゃないんですけど、何か違うような言い方といいますか、質問の仕方があったんじゃないかな。

今もちょっと非常にその分は、結局、プライバシーを守られて違う部屋とか、本人さんの顔は見えなかったんですけど、裁判所の中ではですね。非常に何かその辺は、ちょっと悲しい思いをしました。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。

検察側証人である被害者の方に対する尋問の際に、弁護側の方がされた反対尋問について、ちょっとやり方がどうだったのかという、印象に残られているということでございますね。

ほかの皆様の方で、証人のお話、被告人のお話をお聞きいただく中で、何かこの辺りをもうちょっとこんなふうにやってもらえれば、分かりやすかったのにとというようなことを御記憶があることがございましょうか。いかがでしたでしょうか。

5番さんの方は、どうでしたでしょうか。証人の話や、被告人の話。

○裁判員経験者（5番）

私が経験した裁判は、検察官の方も、弁護人の方もとても分かりやすかったですね。裁判官の方も、後から説明して下さるのが、とても分かりやすくて、すり合わせをしっかりとしていましたので、何も困ったことはありません。すり合わせがとてもよくできていましたので。

○司会者（小川裁判官）

3番さん、うなずいていらっしゃいますね。

○裁判員経験者（3番）

すみません。何かいいことを申し上げたいんですけど、あいにくちょっと5番の方がおっしゃったのと同じで、特にはないです。この点についてはないです。

○司会者（小川裁判官）

経験者2番さんなどはいかがでしたでしょうか。証人の話や被告人の話をお聞きいただく中で。

○裁判員経験者（2番）

とても分かりやすかったので、もうスムーズに聞いていられたというか、理解ができたと思うので、特にこう疑問とか、うーんと思うようなことはなかったです。

○司会者（小川裁判官）

7番さんも同じような御感想でしょうか。いかがでしたか。

○裁判員経験者（7番）

そうですね。私らのやったのは、殺人か嘱託かというところでしたので、被告

人側は、頼まれて殺したんだっていうような主張をされるんですが、状況的に照らした上で、証人尋問とかも聞かせてもらう中で、本人が殺してって頼むような状況ではないよねっていうのが、もうそれぞれの質問内容から印象に残っている日もありましたね。

○司会者（小川裁判官）

何か証拠調べの関係で、検察官や弁護士の方から、お尋ねになりたいこと、意見交換したいことがございましょうか。いかがでしたですか。

○検察官（内田検察官）

検察官の内田から、証人尋問、被告人質問を通じてちょっと伺いたいのですが、分かりやすかったという御意見をいただきまして、その理由に、例えばこういうこともあったんでしょうか。検察側の証人については、こういった事柄を、こういった順番で聞いていくんですというレジюмеのようなものの配布はありましたでしょうか。あるいはその被告人質問でも、同じように、こういった事柄をこういった順番で聞いていく。ただ、被告人の話によっては、ちょっと別の展開になるかもしれないというような項目立てのレジюмеみたいなものの配布はありましたでしょうか。それともそういうものはなかった上で、話を聞いていて、ああ、これはよく分かるなという御印象だったんでしょうか。皆さんにお伺いしたいんです。

○裁判員経験者（5番）

5番です。特別にはなかったと思います。それでもよく分かりました。

○司会者（小川裁判官）

何か尋問、証人尋問、被告人質問の際のそういう資料みたいなのが配られたかどうかということ。7番さん、どうぞ。

○裁判員経験者（7番）

私どものときは、項目だけは、順番立てたものが配られて、そこにメモがとれるようなものをいただいていた。その中で聞いた内容をメモったりして、後の評議の中で話し合いに使うようなものとして使わせていただきました。

○司会者（小川裁判官）

証人尋問用、被告人質問用のメモ用紙というのが配布されたということでございますね。それなりに役立ったということになりましょうか。

4番さん、6番さんの参加された裁判でも、同じような。

○裁判員経験者（4番）

私と6番の方にも、メモがとれるような項目立てたものが配布されて、それに言われたことを自分たちが書きとめたいことを書かせていただいたので、そのとおりに進んで、分かりやすかったように思います。

○司会者（小川裁判官）

検察官、このぐらいでよろしいでしょうか。弁護士の方からも、何か御質問がございましたら、どうぞ、よろしいですか。はい。どうぞ。

○弁護士（近藤弁護士）

すみません。弁護士の近藤から伺います。ちょっと冒頭陳述が、それぞれ検察官、弁護人、どちらかが分かりやすいとか、両方分かりやすいとかいろいろあったと思うんですが、その証拠調べの際に、皆さんのお手元で、どちらを参照されながら聞かれていたのかなというのが、ちょっと興味がありまして、例えば、4番さんと6番さんは、その弁護人が作ったのが、すごく良くできていて、分かりやすいと

いう話だったんですけれども、多分両方置くと、机が狭くて、例えば、弁護人の方を見ながら聞いていたとか、そういうのがあるのかな。できれば、見てもらいながら聞いてもらいたいと思うので、そういうことをされていたかどうか、伺ってもいいですかね。

○司会者（小川裁判官）

どうぞ，6番さん。

○裁判員経験者（6番）

弁護士の方が，おっしゃるときには，それを資料を見させていただいて，その検察の方のときには，検察の方を見ているんですけど，やっぱり自分の中の見やすい方というので，どうしても弁護士さんの方を見て，それに自分が書き加えたものと整理しながら見るという形で，こう自分の見やすい方を見ながら進めていきました。

○司会者（小川裁判官）

弁護士さんの冒頭陳述メモが，証拠調べをお聞きいただく際にも，かなり役立ったということですね。

4番さんは，いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

4番です。私の印象としては，その資料は，もう本当に補足という感じで，話されていることの方がよく分かったと思います。話していることが分からなかったら，何を言っているのか分からないから資料を見るというやり方をしていたかなっていうのは，今，思っています。

○司会者（小川裁判官）

よろしいでしょうかね。

後は、審理の締めくくりの段階の検察側の論告につきましては、論告メモという形でまとめられたものが配布されて、それに基づいて検察官のお話を聞いていただいかと思いますし、弁護側の方は、弁論メモという形でまとめられたものを配布いただいて、そのお話をお聞きいただいたかと思います。

論告や弁論について、何か分かりやすかった点、分かりにくかった点、特に論告や弁論につきましては、その後の評議で、話し合いの中で参照をいただきながら、話し合いを進めていただいたのかなとも思いますけれども、論告や弁論についての御感想、御意見などはいかがでしょう。

経験者7番さんは、いかがでしたでしょうか。論告や弁論につきましては。

○裁判員経験者（7番）

冒頭陳述の資料から、それをさらに細かく証拠調べとかで出た内容を補足されて整理されている。やはり検察官側の資料の方が、きちりそう整理がされていて、弁護人側の方の資料については、どうしても情状に訴えるような整理になっているので、ちょっと入ってこないというか。ええ。もう終始、検察官側のストーリーに流れているようなものでした。

○司会者（小川裁判官）

同じ裁判を経験された2番さんは、いかがでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

今、7番の方がおっしゃったとおりで、本当にそのとおりでした。

○司会者（小川裁判官）

やっぱり2番さん、7番さんの経験された裁判は、裁判の中身自体がかなり弁護側にとっては、厳しい裁判だったのかなという印象がございますね。

ほかの裁判を経験された皆様方は、論告や弁論についての御感想は、いかがでしょうか。3番さん、どうぞ。

○裁判員経験者（3番）

やはり検察官の論告要旨も、冒頭陳述からその証拠調べで、最終のさらにこうしっかりもう強固なというか、なかなかこうもう説得力のあるもので、弁護人の方の弁論メモが最後出ましたけど、なかなかちょっと苦しいなという印象で、何かすごくやはりどういうんですかね、お互いの状況がよく最後の文面に表れているなという印象を受けました。

○司会者（小川裁判官）

5番さん、同じ裁判を経験されて、どんな印象が残っていらっしゃいますか。

○裁判員経験者（5番）

そうですね。実際に参加してみて、裁判官の方が、最終的には決められるんだろうと思ったけど、実際に裁判員の意見もしっかり受け入れていただいて、判決が下るんだなというのを本当にうれしく思いました。とても。

○司会者（小川裁判官）

4番さん、6番さんの経験された裁判では、弁護人側もかなり健闘されたということでございませけれども、論告や弁論の中身の方は、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

論告の段階になると、もう評議も進んでいるので、もうみんなが事件のことが

頭に入ってきていて、何がどう進んでいっているのか、どこが違うのか、どこが矛盾しているのかというのは、結構みんな分かっていたんですけども、検察官側の主張も、資料も結構ちゃんとできていて、見ると、ああ、そうだなと思って、弁護人側の方を見ると、ああ、そうだなって思って、結構最後の方になると、五分五分かなとは私は思っていたんですけども。

ただ、一点、この裁判は、被告人が外国人の方だったので、通訳を通してじゃないとできなかったというのと、あと、その資料が何かワッツアップ (What s App) という、被告人の人が使っていたメールを見ながら、この行動を一個一個把握していくという、何でこう言ったのかみたいなのをやっていたんですけど、英語のその訳というのが、どうしても検察官の方が作ったものなので、何か被告人に不利な訳じゃないかなと私は実は思っていて、なので何かそれは分からないじゃないですか。日本人の感覚だと、こういうふうに安全第一とか言われると、何か被告人にこう不利なような書き方をされているなというのが、ちょっとずっと思っていて、そこは、評議の中で言わなかったんですけど、もし今度その外国人の方が裁かれる場があるんだとしたら、そこを改善すべきではないのかなというのをちょっと思いました。

○司会者 (小川裁判官)

通訳を要するような外国人の裁判の場合は、訳し方っていうところも、問題になり得るんじゃないかという御指摘ですね。ありがとうございます。

6番さんは、何か論告や弁論はいかがでしたか。

○裁判員経験者 (6番)

自分の中では、もう最初の冒頭陳述を聞いた時点で、こうだという気持ちを決めていったんですけど、やっぱり最後の論告弁論を聞いていくと、ここをすごくよく考えないと、この人の人生がとか、そういうことをすごい真剣に考えられたので、

裁判ってこういうものなんだなというのが残りました。印象に残りました。

○司会者（小川裁判官）

経験者1番さんの裁判では、先ほども御紹介いただきましたときに、被告人が二人いまして、それぞれに弁護士さんがついて、弁護士さんが、被告人ごとの主張をされたということで、検察側、弁護側、それぞれの意見を聞く上に、弁護側の意見をそれぞれ聞かなくちゃいけないということで、資料の方もその分、多くなり、御理解をいただくのもなかなか大変だったかなと思いますけれども、いかがでしたでしょうかね。

○補充裁判員経験者（1番）

冒頭弁論のところのメモでも言ったんですけど、やっぱり先ほど裁判長が言われたように、被告人が二人いらっしゃるんで、書き方が微妙に違っていて、当初でも、最初るときより聞くと、さっきの評議を重ねて、事件の内容が分かるようにして、書いてあることも分かるし、ストーリーも分かるんで、最初の冒頭陳述よりは、分かりやすく書いてあって、ああ、これがこういうときだ、こういう証言とか証拠を出されたのは、こういうことだなと、しきりに強姦事件だったんで、論点になっております合意があったかないかいうところが、書いてはあるんですけど、その意見は書いてあるんですけど、弁論の中で弁護士さんも言われたんですけど、でも、それはどういいますか、標語にしか聞こえなくて、それを具体的に、だからこういうことがあったら、こうですねと覆るような、その意見といいますか、証拠といいますか、それも示されたわけではなくて、逆に先ほど言いました傷の写真、圧迫跡があったりとかいうような話を、その証拠を見ているとやっぱりそっちの方が正しいのかなと思って、しきりに疑わしきは、みたいなことを言われるんですけど、でも、その覆せるような証拠といいますか、それは、もう標語的にしか聞こえなくて、その辺を覆すのは、もうちょっと証拠は難しいんか分かりませんが、そ

うというのが証明されたら良かったのかなと。

ただ、最後のところで、地図とか、現場の周辺、地図があちこち、コンビニに行ったりとか、結局、港の方まで行かれたんですけど、その辺は、こういう時系列があつて、こういう話があつて、いろいろなところもちよつと引がかつたということで、そういった意味では、全体像を見せてもらえる地図といたしますか、見取り図も出していただいたんで、その辺は、非常に弁護士さんの資料も分かりやすかったと思います。

後は、何回も言うんですけど、被告人が二人いるんで、書き方がちょっと微妙に違ふと、ちょっと分かりにくいというところがあります。結局、3つの書類を見たような感じになりまして、いろんなまとめ方があるんだなということで、事件を通して大体分かったんですけど、その辺の言いたいことというのが、最後になったら、何となく分かりました。はい。

○司会者（小川裁判官）

論告や弁論について、法曹三者から、更に経験者の方々にお尋ねしたいことがあれば。

○裁判官（下村裁判官）

私から1点だけ。責任能力が問題になった事件なんですけど、弁護人の方の弁論を見ると、何かいきなりその被告人が起訴状に記載の事件を起こした犯人と言えるかという問題提起がぽつと出てきているように思うんですけど、何かこの弁護人の主張の意味というか、そこら辺は、すんなり腑に落ちられましたでしょうかね。

○司会者（小川裁判官）

3番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（3番）

そうですね。これは、テクニックというか、こういうものなのかなというので、こう言わざるを得ないのかなという捉え方で、余り疑問には思っていないというか、こんなもんかという認識だったんですけれども。

○裁判官（下村裁判官）

何か弁護人としては、責任能力どうのこうのの前に、この事件を起こしたのが被告人ではない可能性があるって、多分こういう主張だと思うんですけど、何かいきなりそういう主張が出てきたというわけでもなかったんですかね。

初めて、ここでいきなり被告人が、この事件を起こした犯人ではない可能性があるっていう話が出てきたのか。それとも何か審理の中で、そういう可能性が提示されていたのか。そこら辺はいかがでしょうかね。

○司会者（小川裁判官）

どうぞ、3番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（3番）

そもそも、そうですね、当初から検察官が、まず冒頭陳述で、責任能力の件を言っていますし、その（病名）とか、意識がもうろうとかというあたりのことの提示がありましたので、特にそれは疑問には思っていない、思わなかったんですけど。

○司会者（小川裁判官）

どうぞ。

○裁判員経験者（5番）

これは、犯人は、現場で事件を起こして、逃げて、倒れたところを捕まったわ

けですから、もう犯人というのが、最初から分かっていたと思うんですよ。ただ、それが薬を飲んで、もうろうとして記憶にないような、もうろうとしてやっているのかどうかというんだけど、捕まった後に、今、思い出したんですけど、取調室の写真、動画が出てきたんですよ。

それを見てみたら、何かちょっと芝居かな、それから、だって現場で犯行、犯罪を起こして、逃げていくのを柵を乗り越えて逃げていくんですよ。もうろうとしていたら、その倒れていたところまで、何分かかったか、そこまで全部検察官の方が調べていらっしゃったんですよ。もうろうとしていたら、そこまでたどり着けないんですよ。もう完全にちょっと芝居くさかったですね。だから、これは、検察官の方が証拠がしっかりしておりました。

○司会者（小川裁判官）

よろしいでしょうか。審理の中身に関する意見交換は、このくらいにさせていただきますでしょうか。何か経験者の皆様の方から。弁護士さんからございますか。お願いいたします。

○弁護士（近藤弁護士）

すみません、ちょっとどのタイミングで言えばいいのか、分からないんですが、被害者参加があった事件について、ちょっとお話を伺えればと思っておりまして、時系列的に今ぐらいかなと思って、よろしいでしょうか。

この中で、恐らく被害者参加、被害者の例えば御遺族とかが法廷に出られて、そこで意見を述べたり、お手紙を読まれたりって、そういう事件を経験された方がいらっしゃると思うんですけれども、一つには、被害者の方が、その場で、例えば弁護人や検察官と同じように意見を読むとか、あるいはそのお手紙を読んでいるけれども、これが裁判の中でどういう位置付けにあるのかというのは、そもそもこれは、ちょっと誰がどういうふうに説明するのかっていうのもあるんですけど、分かりや

すかったかどうかというのは、ちょっと伺ってもいいですかね。

○司会者（小川裁判官）

実際に被害者参加の御遺族が被害者参加されたのは、殺人、死体遺棄の裁判、2番さん、7番さんが御参加された事件でございましょうか。何か被害者側の弁護士さんのお立場など、裁判の中で御理解をいただけたかというところについては、いかがでしたでしょうか。7番さん。

○裁判員経験者（7番）

どっちかという、もう証拠調べが終わって、もう最後のあたり、証人尋問も終わった後、被害者の御遺族を代表してじゃないですけど、御家族さんの無念というか、そういったことを訴えられる場であるのかなというふうには思っております。

やはり今回の事件であれば、すんなりその思いが伝わってきたのかなと思えました。

○司会者（小川裁判官）

2番さんの方では、何か、お感じになったことがございますか。

○裁判員経験者（2番）

私も別にこう違和感なくというか、当然だろうなという思いしかありませんでした。

○司会者（小川裁判官）

どうぞ。

○弁護士（近藤弁護士）

先ほどの2番さんと7番さんですけれども、一応その被害者の御遺族の方がお手紙を読んで、今回は、承諾殺人かどうかという事案だったと思うんですよね。そうすると、被害者の方がどういう方だったかというのが、その承諾があったかないかというところに、その関連はするようにも思われるかなと思っているんですね。

ただ、そこは、本当は使ってはいけない、認定の中で承諾があったかないかというところに、その被害者の御遺族の方のお手紙とかを使ってはいけないということにはなっているんですが、そういったところが、頭の中でちゃんと切り分けができたかどうかとか、そういったところはどうかでしょうか。

○司会者（小川裁判官）

先ほどの7番さんの御発言の中でも、事実認定に係る審理の部分とは、ちょっと切り離されたものとして、受け止められたというふうなお話がありましたけれども、そのあたり、いかがでしょうか。

○裁判員経験者（7番）

そうですね、もうその前段部分までの中で、嘱託かどうか、嘱託ってあり得ないという思いにはもうなっていたところだと思いますので、一緒にとというか、補足という位置付けのお手紙だったように思っています。はい。

○司会者（小川裁判官）

少なくとも、お二人が。

○裁判員経験者（2番）

私も同じ意見です。

○司会者（小川裁判官）

少なくとも二人が参加された裁判では、弁護人が気にしていたような問題はなかったんじゃないかと、こういうことでございましょうかね。

[休憩]

○司会者（小川裁判官）

皆様が御経験をいただいた否認事件における検察側、弁護側それぞれの主張立証活動について、振り返っていろいろと意見交換をさせていただきました。

もう一つ、質問事項といたしまして、裁判官の説明に関して、審理並びに評議を通じて、裁判官の方でさせていただいた説明が分かりやすかったかどうかといったところも、質問事項に挙げさせていただいておりますが、これにつきましては、もう既に裁判官の方でも、適宜分かりやすく説明をしてもらったので、審理、評議、臨みやすかったということでお話をいただいてきたところでございますが、何か、この点に関して、つけ加えてお話しいただくようなことがございましょうか。いかがですかね。裁判官の関わり具合につきましては。どうぞ、3番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（3番）

本当、3人の裁判官の方が、本当に穏やかな物言いで、でも、適宜この点はどうでしょうかということをお声掛けして下さるので、どういうんですかね、議論があちこち行くこともなく、本当にそういった雰囲気作りとか、進め方にも御配慮いただいたので、私も3人の裁判官の方には、大変感謝しております。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。5番さんから、裁判員の方の意見をよく聞いてくれるんだなということ、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、何か裁判官の関わりについて、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

そうですね。裁判官というのは、何かちょっと私たちから見たら、すごくかけ離れた、上の方だから、常に緊張して会話ができるかしらという緊張感でもって参加したんですけど、本当、私たちのレベルにかえっていただいて、話を聞いていただいたり、説明していただいたので、本当に和やかに、私の場合は7日間でしたけれども、毎日が楽しいお勉強会のような感じでした。感謝しております。ありがとうございます。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。ほかの皆様からも何かございましたら、いかがでしょうか。1番さん、どうぞ。

○補充裁判員経験者（1番）

すみません。実は、私、裁判員と言っても、僕は補欠の補充裁判員だったんですけど、その中で、一応審理と評議という、評議の中には、私の票はもちろん補充裁判員なんで入らないんですけど、最後の中で裁判長が、何でも最後に皆さんの意見を一言ずつ話してくださいということで、僕はその最後で思いを全部言って、その1票になるかならないか関係なしに、みんなと関わった、この仲間、何人だったか、8人でしたか。仲間の一人として私の意見も言えたんだという、そういった意味で、裁判員に選ばれて、補充裁判員だったけど、全員が参加して、先ほどこの人の人生という話がありましたけど、重い決断をするという意味で、僕は1票を投じた投じない関係なしに、同じ土俵、土台の中で話ができ、意見が述べられた、話すことができた、思いを伝えることができたという意味で、皆さんが言ったように、いい経験も含めて、自分自身も社会人というか、法を守るというかな、そういう意識がちょっと高まったというか、そういう点で非常にありがたかったし、そういう時間を設けていただいた裁判長に感謝しております。ありがとうございました。

○司会者（小川裁判官）

どうもありがとうございます。ほかの皆様から何か、つけ加えて、私も何か述べておきたいということがございましたら伺いたいんですが、よろしゅうございますか。

では、用意させていただいている質問事項としては、最後になりますが、裁判員あるいは補充裁判員を経験されて、どのような御感想、御意見をお持ちになられたか、最後に何かまとめのような質問を用意させていただいたところでございます。

あるいは今後の裁判員裁判のやり方についての御提言などをいただければ、それも幸いですし、これから裁判員になられる方々へのメッセージなどもあわせていただけたらというふうに思います。

皆様、参加をいただきましたのは、否認事件ということで、1週間を超える長丁場の裁判でございましたですけれども、出席率が下がっているとか、辞退率が上昇しているとか、そういった報道もあるところでございまして、後に続く方々に何かメッセージのようなものをいただけたらという気持ちもございます。皆様、いかがでございましょうか。どなたか、口火を切っていただけますか。いかがですか。

3番さん、どうぞ、お願いいたします。

○裁判員経験者（3番）

すみません。ちょっとこれどうしても、皆様、御意見を伺いたくて申し上げたいんですが、この裁判員制度自体が、こういったパンフレットにも、国民が内容が多角的で深みのあるものになることが期待されると、こう裁判のプロセスに直接参加することで、その内容や手続に国民の良識が反映されるということのをうたわれていて、ただ、ちょっと疑問に思ったのが、今回でも、最後のあたりで、同様の事件で、どのような判決だったのかというデータが示されるんですけれども、それは当然、その判断材料として大事であるとは思いますが、ただ、どうしても我々裁判

員が、その今までのデータに従わざるを得ないというか、拘束されるような何かそういう印象を受けたんですけれども、やっぱり今、国民の感覚としては、どちらかというと、刑が軽いというか、世の中でも、飲酒事故の罪が厳しくなるとか、殺人罪の時効が伸びたとか、流れとしては、社会全体、その厳罰というか、死刑問題もあるとしても、厳しい方向に、どちらかというとなっていると思うんですけれども、結局どうしても、そんなもんかというか、今までのその判例のデータに、最後拘束されてしまうというか、どちらかという、ちょっと汚い言い方をすると、これまでの裁判所の判断に、我々裁判員がうんと言わされているだけの印象を受けたもので、本当にそれを、そのデータがあって、それでもこうだとか、主体的に裁判員の方が判断をされるのであれば、いいと思うんですけれども、そんなもんかというふうになってくるのであれば、その国民の良識が結果に反映されないのではないのかなというのをすごく疑問に感じまして、実際その量刑でも、裁判員の例えば5人とかが、何年とかいうふうに、多くても職業裁判官が入っていなければ、そっちに量刑が落とされるというか、引っ張られるわけなんで、ちょっとそこがどうなんですかね。その裁判所の裁判にもう結局拘束されて、国民がそこに呼び出されているだけの制度なんじゃないかなというちょっと疑問を感じたもので、皆さんがここまで思われているのか、どうなのか、ちょっと伺いたいというのが、私の最大の疑問です。

○司会者（小川裁判官）

なるほど、本日、冒頭で、このあたりのことを申し上げたかったんだというふうにおっしゃられたところかと思いますが、今回、事実認定が争われた否認事件ということで、そのあたりを中心に、皆様の御意見をいただいていたわけですが、もう皆様、判決としては、有罪の判決ということで、量刑についても話し合われたかと思うんですけれども、その量刑についての評議の際に示される量刑資料ですかね、量刑データ、このあたりについて、何か思われるところがおありだったか

どうか、今の3番さんの問題提起を受けて、何か御意見をお持ちの方がいらっしゃいましたら、お伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。

6番さん、何かございますか。

○裁判員経験者（6番）

私は、本当に今回参加させていただかなかっただら、知らなかったことを本当に、この12日間の間にいろいろ教えていただいて、最終的にそういうデータを見せていただいて、こう導いてもらうというんですかね。こう今までのデータがないと、ちょっとやっぱり判断できないなというところは、やはりあるなというので、それはあくまでもやっぱり参考としていて、私はこう選ばれたんだから、自分の意見でこう1票を投じるというか、考えを述べて決めていくというところではありましたが、今おっしゃられたように、そこまで考えないというか、そういう人がもしいらっしゃったら、ちょっと怖いなというのは、今、気がつきました。

そのときには、もう自分の意見、今、この2時間で、みんなに評議をして出した結果でというので、こう本当に人が亡くなられたりとか、そういう事件ではなかったですけども、すごく自分なりに悩んで導き出したものだったので、それには自信というか、考え抜いた決断だったのではあります。そう、今3番の方がおっしゃられたように、言われるちょっと何か危険というかいうのも今感じました。

○司会者（小川裁判官）

どうもありがとうございました。あくまでそういった資料やデータも、一つの参考にはさせていただいたけれどもというお話でございました。

どうぞ、5番さん、お願いします。

○裁判員経験者（5番）

5番です。それは、私たちが経験した、この事件では、そういうのは、当たら

なかったんですけど、今からやはり一番私が思っているのは、事件を起こす人が、年齢が割と下の方が、事故、事件を起こす方がとても多いですね。

だから、そういう意味で、私たちなんか、もう少しちょっと量刑を重くしたほうがいいのか、そういうのを反映させるのも、やはり裁判員の人の意見だと思うので、やはり裁判員制度というのは、とても必要だと思うんですね。

だから、今まででそういう判例はないかもしれないけれども、今からの時代にやっぱり裁判員の意見をしっかり反映させていただいて、そのときそのときで、判例を作っていたらいいかなと思っております。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。量刑に関してもやっぱり市民の感覚をできるだけ反映してもらいたいというふうなお気持ちだということですね。ありがとうございます。

3番さんから、問題提起をいただいたことについては、これぐらいにさせていただいて、ほかの皆様からも、ちょっと最後の御質問という形の全般的な御感想なども伺いできたらと思いますけれども、いかがでございましょうかね。

7番さんから、何かいただけますでしょうか。

○裁判員経験者（7番）

裁判員制度の話になるんですが、抽せん日から実際に公判までの期間が短いということがあって、もう抽せんに来る前から勤務調整とかをしてこないで、裁判員になるかもしれない。なので、この期間、不在になる可能性があるということなので、事前に勤務調整するんですけど、できれば抽せん日がもう少し前にあって、決まったから調整するのであれば、私は今交代勤務をやっているもので、代わりの人を手配しないといけなかったりするんで、確定した状態で臨みたいなという、これは意見なんですけど、ということで、もう少し抽せん日からの期間をとっていただけないかなというのが、要望でございます。

○司会者（小川裁判官）

選任手続から実際の裁判が開かれるまでの間に、もう少し期間を置いてもらったほうが、より参加しやすくなるんじゃないかという御提言ですね。ありがとうございます。

ほかの皆様からも、御意見、御感想、御提言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。4番さん、いかがでございましょうか。

○裁判員経験者（4番）

私は、性格的にやりたい人がやればよいという考えで生きてきたんですけども、今回参加させてもらって、やっぱり参加することに意義があるんだというのを、すごく実感しています。

なので、何か本当に仕事とかしていると、長い期間、拘束されて仕事の調整をするのが難しいんですけども、もう徴兵制度みたいに義務化してしまっただら、絶対に行かなきゃならないみたいな、こう、制度を作っちゃえば、もう本当に会社の理解も得られると思いますし、実際、上司に言っても、そんなに長期間休まれたら困るみたいなことを言われたんですけど、でも、実際に休んだんですけども、それはそれでよかったと思っています。

なので、これは本当に制度として広めるのであれば、その社会全体の理解制度をもっと整えていくべきじゃないかなというのは、すごく思います。結局、素人集団が裁判に関わるので、自分が被告人になったとしたら、もう本当にプロに裁かれないとは思いますが、それだけの責任感を強いられるわけですから、それも義務化してしまえばいいんじゃないかというのは、すごく感じています。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。経験者2番さんは、何か最後にございましょうか。

○裁判員経験者（2番）

まず先に、1年前に何か書類が来たときに、えっ私に来たのと思って、とても驚いたんですけど、内容を読んでいたら、もう何か脅迫めいているというか、脅しみたいな感じで、もう怖くて怖くて。半年前でしたっけ。あなたが選ばれたよというようなことが来て、もう絶対に行かなきゃいけない、この日に絶対に行かなきゃいけないけれども、もしその日に頭が痛くなったらどうしよう、お腹が痛くなったらどうしよう、家族がけがして急に行けなくなったらどうしよう、何十万円かの罰金を払わなきゃいけないんだろうかとか、いろいろ考えてしまって、もうちょっと脅迫めいているというか、脅しみたいでちょっと怖かったので、もうちょっとその後、私は裁判員裁判が終わってから、裁判の傍聴に近所の方たち、何度か連れて来させていただいて、こういうのってみんなするべきだよねと皆さんに言っていたので、とてもよかったので、それで実際に私も裁判員を経験させていただいて、とても貴重な体験だったと思うし、よかったと思うので、もうちょっと脅しみたいな感じじゃなくて、何か裁判所という書類じゃなくて、もうちょっとこう作り方を変えていただけたらいいかなと思いました。

それともう一つですけど、すみません。法廷から出て評議室に入って、時々、トイレの時間を設けていただくんですけども、もうちょっと遠くて、それで時間がかかってしまうというか、構造上の問題もあるでしょうけど、そこを何とかしていただけたらなというふうに思いました。

○司会者（小川裁判官）

どうもありがとうございました。

今日は、傍聴をしていただいている報道機関の記者さん方にも、御質問の時間、お取りするということで予定させていただいておりますので、もう時間も大分迫ってまいりましたので、記者さんからの御質問にお答えいただくような形で、さらに

皆さん、ちょっとこれだけは最後に言っておきたいというお話がございましたら、それに絡めてちょっとお話をいただけたらとも思います。

記者さん方から、何か代表して御質問がございますでしょうか。

○A社（a 記者）

A社のaと申します。今日は、ありがとうございます。最初の皆さんの参加動機の点で、皆さん、おっしゃっていたのが、やってみてよかったとか、あと人生経験がプラスになったと皆さん、おっしゃっていたと思うんですけども、それ、多分一般の方が聞いたら、えっ意外、そうなんだというふうに思われると思うんですよね。

皆さんに知らせたいということをおっしゃっていた方もいらっしゃったので、改めて具体的にどういったところ、どういった点がやってみて、どのようにプラスになったのか、良かったのかという部分を、裁判員裁判に参加された皆さんにお聞きしたいと思います。

○司会者（小川裁判官）

今の御質問をなるべく多くの方にお話しいただくというような形でよろしいでしょうか。ほかの御質問は特によろしいでしょうか。今の御質問に絞っていただくということでもよろしいでしょうか。

では、そういうことでしたら、できるだけ多くの皆さんから、今の御質問にお答えして、お話をいただけたらと思います。

5番さん、よろしいですか。

○裁判員経験者（5番）

私は、裁判員というのは、ただ、裁判官が決められるのを、へりでこういうものなんだから、それを傍聴するぐらいの感じで思っていたんですね。実際私たちも

一緒に、その裁判に本当に関わって、判決まで私たちの意見も取り入れていく流れがあるというのを初めて経験して分かったんです。

だから、とてもやはり民間の一般の人の意見が、反映する裁判になると思って、これは絶対、今からも続けるべきだと思いますね。それはとてもありがたかったですね。それを知らせたいです。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。ほかの皆様からも、是非お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

6番さん、いかがですか。

○裁判員経験者（6番）

私は、職場も理解があり、家族も理解があり、参加することができたんですけど、4番さんがちょうど言われたように、制度として封筒が来るとどきっとして、ああ、行かないといけないっていう、ちょっと外れくじを引いたような気持ちで参加を多分、これからの人たちもきつとするであろうと思うと、制度的に変えたいなと。

私は、自分の生活でいっぱいいっぱい、事件も人ごとというか、ニュースで見ても、ああそうなんだというぐらいにしか、こう流してこうしていたけれど、本当に近くでこういうことは起こり得るんだなとか、そういう事件についての意識が、何か身近に感じられるようになって、そういう経験は、やっぱりこういうところに出てきて、いろいろ考えて集中してその期間を考えることで得られたので、そういう機会が当たったことをマイナスに捉われないという活動も何か、こういうのもそうですけど、何かどこかで広めていく何か欲しいなというのは、思いました。

○司会者（小川裁判官）

予定時間は、残りわずかですけれども、1番さんは、何かございますか。お願いいたします。

○補充裁判員経験者（1番）

非常にいい経験という意味で、我々もそうなんですけど、僕も最初から説明というか、何回も同じことを言うようなんですけど、多分開かれた裁判所、法律という意味からすると、道交法でよく捕まったりして、すぐそこで道交法というのはすぐ身近にあるんですけど、こういうふうな傷害とか、死体遺棄とか、そういうふうな非常に重たい重罪については、なかなか分かりにくいんで、裁判員、我々一般市民が参加して、資料のことを言いましたけど、非常に分かりやすい公開の場で説明するという意味では、検察官も弁護士の方も、説明が非常に分かりやすい。その後、裁判員制度なんで、裁判官の人もその別室で評議室で、その裁判、事例とかさっき言った量刑についての話もありましたけど、その過程とかそういうのを全部話をするので、僕も関わった犯罪について、性交について同意がどうのこうの、やっぱり調べますんで、そういった意味では、いろんな人が関わって、弁護士さん、検察官さんも含めて、分かりやすい、みんなが理解しやすい、開かれた裁判という意味では、非常に携わった人もですし、その法廷を開く、関わった皆さんの理解を広げるという意味では、非常にこの制度はいいと思います。先ほどから何回も出ていますが、このよりみんなが参加しやすい制度、後は3番さんが言われたように、市民の量刑に関する感覚が反映されるよう制度をどんどん変えて、より民意が反映されるような法制度、極論を言うと、裁判員だけで量刑が決まるか、結局そこはちょっと極論、そういうふうな法制度も繰り返し、もう何年もたっているんで、そろそろそういった全員参加ができるような制度、休暇とかその取りやすいその参加の仕方とかも含めて、量刑も反映しやすいようなものも含めて、そろそろ目安いうのも含めてやればいいんじゃないかなと、参加して思いましたし、その辺もレベルも上がっているんじゃないかなということで、どんどんこういうふうな報道機関も含めてP

Rじゃないんですけど、してもらったほうが、参加した以外の方は、一言、先ほど話したように、関係ないわってなってしまうので、もっと開かれた裁判所であればなと思います。参加して非常に良かったと思いますので、どんどんPRしていきたいと思います。

○検察官（内田検察官）

今日は、貴重な意見をどうもありがとうございました。この意見を検察庁に持ち帰りまして、今後の裁判できちんと主張を立証できるように心掛けていきたいと思えます。ありがとうございました。

○弁護士（近藤弁護士）

今日は、非常に参考になる意見をありがとうございました。実はここの場に臨むに当たって、その弁護士の意見というのは、やっぱり分かりにくいと言われることの方が多いということで、今日も厳しい御意見があるかなと、もちろんそういった御意見もありましたけれども、いや、弁護士の方が分かりやすいという御意見もいただいて、よかったなというのと、ただ結論としては、これ皆さん、被告人は争っていて、しかし、たとえ弁護人の意見が分かりやすいとしても、やっぱり有罪になっている事案だということで、その辺りについては、最終的には、もちろんその事案の性質にもよりますけれども、今後、研さんを積んでいかないといけないところだろうなと思っております。ありがとうございました。

○裁判官（下村裁判官）

本日は、皆さん、御出席いただきまして、また貴重な御意見を伺うことができました。本当にありがとうございました。私自身も勉強になりましたので、これからどんどんまた積み重ねていい制度にしていけたらいいなと思えますが、お願いというか、これまたちょっとだけありまして、まず一応国民の義務ということには、

なっている制度です。法律で国民の義務だというふうに定められている制度だというのが1点と、あと、その量刑の評議の関係は、多分今回詳しくできなかつたんですけど、グラフ自体も、あれは裁判官が出した意見ではなくて、全国の裁判員が出した結論だということも、一つ大事な要素かなと思います。

最後にですけど、こういう広報行事、裁判所はそれなりに力を入れて、草の根活動なんですけど、やっております、法廷見学ツアーですとか、あるいは出前講座といったものもやらせてもらっていますので、もしよろしければ、皆さん、御周囲の方にそういったこともありますよということをお伝えいただければ、裁判所としては、もう願ったりかなったりということでございます。どうも本日は、本当にありがとうございました。

○裁判官（高森裁判官）

本当に皆さん、お忙しい中、ありがとうございました。今、開かれた裁判所という言葉も出てまいりましたけれども、こちらが必要なことを説明するだけではなくて、皆さんにやっていただいたように、御意見をいただいて、そのみんなで意見を出し合って、みんなで協働して一つの判決という結論を導いていくというこのプロセスはとても大切だと思っていますので、今までも大事にしてきたところですが、今日の皆様の御意見を伺って、またそこら辺を改めてきっちりやって、やり続けていきたいなというふうに思いました。

本日は、どうもありがとうございました。

○司会者（小川裁判官）

司会の不手際で、もう少しいろいろとお話を伺いたかったのですが、時間もまいりましたので、意見交換会はこれにて終了とさせていただきますと思います。長時間お疲れ様でございました。ありがとうございました。

(別 紙)

質問事項

はじめに

- 1 今回、経験者の意見交換会に参加してもよいとお考えになった理由をお聞かせください。

否認事件における主張立証活動

2 検察官側の活動について

- (1) 冒頭陳述の内容について、今、どのような印象が残っていますか。また、証拠調べの間、冒頭陳述を参照しながら証拠調べに臨むことはできましたか。冒頭陳述の印象が薄かったり、証拠調べにおいて冒頭陳述を有効に活用できなかったとすれば、それはどのような理由からですか。

- (2) 取り調べられた証拠書類の内容は分かりやすかったですか。どのような点で分かりやすかった、あるいは分かりにくかったとお考えですか。

特に、法廷でご覧いただいた写真の意味、必要性をその場で理解することができましたか。

- (3) 証人尋問や被告人質問の場面で、検察官の質問の意図やその内容をその場で理解することができましたか。どのような点で理解しやすかった、あるいは理解しにくかったとお考えですか。

- (4) 論告の内容は分かりやすかったですか。どのような点でそのようにお考えですか。

3 弁護人側の活動

- (1) 冒頭陳述の内容について、今どのような印象が残っていますか。また、証拠調べの間、冒頭陳述を参照しながら証拠調べに臨むことができましたか。冒頭陳述の印象が薄かったり、証拠調べにおいて冒頭陳述を有効に活用できなかったとすれば、それはどのような理由からですか。

(2) 取り調べられた証拠書類の内容は分かりやすかったですか。どのような点で分かりやすかった、あるいは分かりにくかったとお考えですか。

特に、法廷でご覧いただいた写真の意味、必要性をその場で理解することができましたか。

(3) 証人尋問や被告人質問の場面で、弁護人の質問の意図やその内容をその場で理解することができましたか。どのような点で理解しやすかった、あるいは理解しにくかったとお考えですか。

(4) 弁論の内容は分かりやすかったですか。どのような点でそのようにお考えですか。

裁判官の説明

4 審理と評議を通じ、裁判官によって行われた説明は分かりやすかったですか。分かりにくかったとすれば、その理由は何ですか。

さいごに

5 裁判員・補充裁判員を経験され、どのような感想や意見をお持ちですか。今後の裁判員裁判の進め方等についてご意見やご要望をお聞かせください。

以 上